

組合員証番号に関する注意事項



- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際に、**組合員証番号**を記入する場合はお手元の組合員証に記載の6桁の番号を記入してください。
- ◆ 新しい職員番号が付番された場合であっても、共済組合の組合員証番号は変わりませんので、職員番号と組合員証番号が異なる組合員の方は、特にご注意ください。

公立学校共済組合 本人	令和〇年〇月〇日交付
組合員証 記号 公立高知 番号	123456 (枝番) 00
氏名	共済 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

組合員証番号



被扶養者の資格確認を行います！

今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。
これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を經由して対象者に提出書類などの通知を行います。
認定要件を備えていないにも関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。※「検認」は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者の要件を欠いていないか確認をすることとなります。



被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ① 就職（健康保険の適用あり）した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ② 年額130万円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は年額180万円以上）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
※年金の支給開始、又は年金額の改定により認定基準額を上回るようになった場合は、年金証書（改定の場合は改定通知書）を受領した日が取消日となります。年金が支給された日ではありませんのでご注意ください。
- ③ アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、3ヶ月以上連続して月額108,334円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は月額150,000円以上）となった場合※当初から認定基準額（月額108,334円または150,000円未満）を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④ 不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に年額130万円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は年額180万円以上）の収入となった場合。
（不動産、営業、事業、農業等）収入 - 必要経費（※） ≥ 130万円（180万円）
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。
公立学校共済組合高知支部HP ⇒ 福祉事務の手引 ⇒ 1 組合員資格
- ⑤ 月額3,612円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は月額5,000円以上）の雇用保険の給付を受給し始めた場合
- ⑥ 別居している被扶養者への送金額が不足していた場合

【組合員証・資格確認についてのお問い合わせ】共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください

公立学校共済組合では「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検を行い、療養費の適切な支給に努めています。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で施術を受けられた組合員、又は被扶養者に対して施術内容等を尋ねる照会文書を送付することがあります。内容点検業務を委託している会社（株式会社メディブレーン）から、照会文書が届いた場合は、覚えている範囲で差し支えありませんので、回答にご協力をお願いします。



- ◆ 施術を受けられた方全員に照会するものではありません。
- ◆ 照会文書は施術を受けられてから概ね2か月経過してから送付します。
- ◆ 施術内容の照会により知り得た個人情報、施術内容の点検及び共済組合の事務処理以外には使用しません。
- ◆ 施術を受けられた際には、負傷部位、施術内容、施術日の記録や領収書を保管するなど、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

柔道整復師から施術を受ける場合

○ 組合員証を使用できます

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）で医師や柔道整復師からの診断がある
 - ※ 骨折と脱臼は、応急手当の場合を除き、予め医師の同意が必要です。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしているもの
 - （例）荷物を持ち上げる際に腰に痛みが出た。転倒して膝を打った。

× 組合員証を使用できません

- ・ 慢性的な疲労、肩こり、腰痛等
- ・ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 同一の傷病について、保険医療機関で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受けている
- ・ 同一の傷病について、数ヶ所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病

治療用装具を購入したときの給付について

組合員又は被扶養者が、医師の指示に基づきコルセットやサポーター等の治療用装具を購入した場合、その購入代金から自己負担額（2～3割）を差し引いた金額が共済組合から支給されます。該当する場合は、以下の提出書類を所属所を経由して（任意継続組合員の方は直接）共済組合へ提出してください。

【提出書類】

- ・ 療養費等請求書（様式第3-4号）
- ・ 医師の証明書
- ・ 領収書
- ・ 装具名が「靴型装具」の場合のみ、装具の写真
（装具名は医師の証明書に記載されています。）

【給付時期】

提出書類を当支部が受理した日の翌月末日

請求期限は医師の証明書の日付から2年以内です！



知っておきたい標準報酬制

毎年1回実施する「**定時決定**」と昇給・昇格などによって報酬の額が大きく変動したとき行われる「**随時改定**」について説明します。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年、標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といいます。

●定時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます。）

ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。

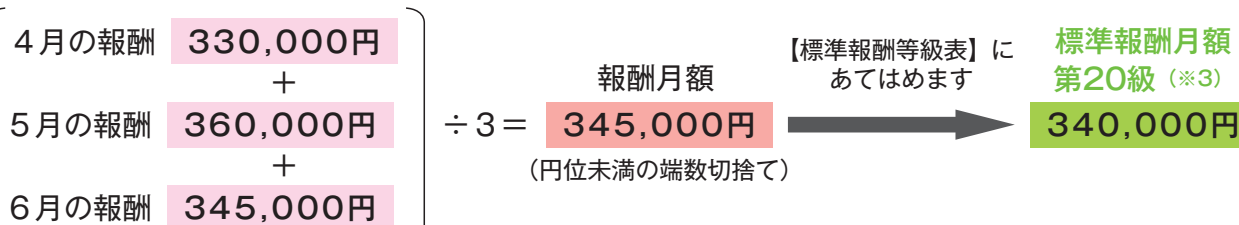
- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

●算定方法

4月、5月、6月の3か月間の報酬（※1）の平均により、標準報酬月額を決定します。

ただし、この3か月間に支払基礎日数（※2）が17日未満の月があるときは、その月を除いて算定します。

定時決定の例



※1 算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など、地方公共団体等から労働の対償として受けるすべてのものになります。

※2 支払基礎日数とは、報酬計算の対象となる日数です。その月の暦日数から週休日（勤務時間を割り振らない日をいいます。一般的には土曜日と日曜日が該当します。）や、欠勤等（育児休業や病気休職など）の日数を除いた日数になります。なお、祝日や年末年始の日は、支払基礎日数に含めます。

※3 等級は短期給付の等級を例示しています。（以下の例も同じです。）

●定時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年8月まで適用されます。

ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

種類	決定の時期	適用期間
定時決定	9月	9月から翌年の8月まで

●定時決定の保険者算定

業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「**申立書**」及び組合員の「**同意書**」を共済組合に提出することにより行います。

様式は [公立学校共済組合高知支部HP トップページ](#) からダウンロードすることができます。

各種様式ダウンロードコーナー（様式第1-3号及び1-4号）

随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額を改定します。この改定を「随時改定」といいます。

●随時改定を行う条件

随時改定は、次の1から3までの要件をすべて満たしたときに実施します。

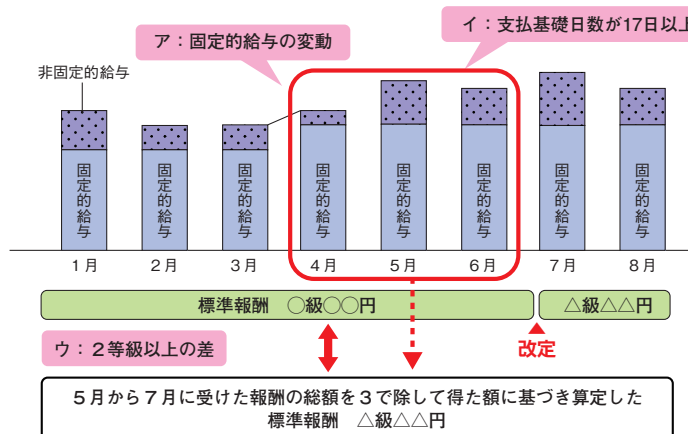
要件1	昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与（※1）に変動」があること 又は「給与体系の変更」があること
要件2	変動月（※2）から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日以上であること
要件3	「変動月から継続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」「既に決定又は改定されている標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（※3）

※1 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの（基本給（給料表の給料月額）、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など）

※2 実際に変動後の固定的給与が支払われた月をいいます。（例：10月25日に子供が生まれ、扶養手当が11月から支給される場合は、11月が変動月となります。）

※3 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。
月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。

随時改定のイメージ（4月から固定的給与が変動した場合）



●随時改定の改定期期と適用時期

随時改定により改定した標準報酬は、毎年行われる定時決定が適用となる直前（8月）まで適用されます。ただし、随時改定が7月から9月までのいずれかの月から行われた場合は、その年の定時決定は行われず、随時改定により決定した標準報酬が翌年8月まで適用されます。

種類	決定・改定の時期	適用期間	
随時改定	固定的給与に変動があった月から4か月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで

●随時決定の保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で通常の随時改定の方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、『昇給（降給）月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額（以下「年間報酬の平均」といいます。）』を基に算定した標準報酬月額に（随時）改定することができます。（注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。）

ただし、当該保険者算定は定期昇給や昇格による固定的給与の変動と業務の性質上、例年、時間外手当が増える時期が重なったことに伴う随時改定に適用されるよう取扱いが変更されたものとなりますので、単に固定的給与（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が変更になったことや、単年度で実施される給与改定に伴い随時改定となった場合は対象外となります。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) からダウンロードすることができます。

からダウンロードすることができます。

【標準報酬制についてのお問い合わせ】共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

障害厚生年金について

障害厚生年金は、組合員が病気やケガにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。

なお、平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても支給されますが、経過的職域加算部分については、組合員である間は支給停止となります。



長期給付事業キャラクター
かめるん

1 受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 厚生年金被保険者期間に初診日(※1)があること
- (2) 保険料の納付要件を満たしていること
- (3) 障害認定日(※2)または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること【障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。】

※1 「初診日」⇒傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2 「障害認定日」⇒原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日

●特例症例

初診日から1年6ヵ月を経過する前に次の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日になります。

- ① 上肢・下肢を離断、切断した ⇒ その日
- ② 人口骨頭、人工関節を挿入、置換した ⇒ その日
- ③ 脳血管疾患による機能障害 ⇒ 初診日から6ヶ月を経過した日以後(※)
- ④ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)、人工弁を装着した ⇒ その日
- ⑤ 心臓移植、人工心臓・補助人工心臓を装着した ⇒ その日
- ⑥ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した ⇒ その日
- ⑦ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換した ⇒ その日
- ⑧ 人工透析療法を施行した ⇒ 透析開始から3ヶ月を経過した日
- ⑨ 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した ⇒ 施行した日から6ヶ月を経過した日
- ⑩ 新膀胱を造設した ⇒ その日
- ⑪ 喉頭を全摘出した ⇒ その日
- ⑫ 在宅酸素療養を行っている ⇒ 在宅酸素療法を開始した日
- ⑬ 遷延性植物状態である ⇒ 状態に至った日から3ヶ月を経過した日以後

※ 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。

●事後重症制度

その傷病の障害認定日時点では障害等級1～3級に該当しなかったが、その後、症状が進行し、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障害状態と認定されたときは、その時点から障害厚生年金を請求できます。

2 請求手続きの流れ

まずは障害程度の認定を受ける必要がありますので、ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等をご確認のうえ、公立学校共済組合高知支部共済班(電話:088-821-4813)へご連絡ください。

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、制度改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が設けられました。

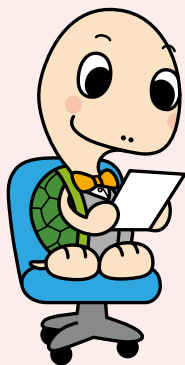
退職等年金給付（年金払い退職給付）は、原則65歳の請求時に給付算定基礎額（注）を基に決定されます。

この給付算定基礎額に関する情報をお知らせするため、送付対象者となる方へ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を7月末にご自宅へ圧着ハガキで送付します。

（注）毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じた額（付与額）を利息とともに積み立てた額

●送付対象となる方
令和3年度に在職されていた方

※ ご自身で年金額の試算ができます。
詳細は「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」に掲載されている『受給権発生（65歳）時点の年金額』の項目をご覧ください。



（送付される葉書の見本です） ↓

親展

料金後納郵便

101-0062
東京都千代田区
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様

1707154 221121 0000001# 00000001
00001/00001 00000001

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 【令和3年度末残高】

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
<https://www.kouritu.or.jp/>
 電話 03-5259-1122
 受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前9時から午後5時30分まで
※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。
 ※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。

➡ 両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。）

令和4年4月から年金制度が改正されました

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行により、令和4年4月から年金制度が改正されました。

主な改正の内容については、公立学校共済組合本部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/>）の『公立学校共済組合からのお知らせ』一覧をご覧ください。

よくあるQ&A (年金)

Q どのような場合に年金は支給停止されますか？

A 老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している方が、**在職中の場合、再就職により被用者年金制度に加入している場合**または**議員となった場合**、年金と賃金の合計額が支給停止基準額（47万円）を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。**（停止となった金額が後で支給されることはありません。）**

なお、経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）および加給年金額は支給停止基準額の算定対象となりません。

ただし、**公務員共済組合の組合員である間は、経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）については全額停止**となります。

※ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金の支給停止はありません。（加入しているか否かについては、ご自身で就職先にご確認ください。）

※ 「47万円」は令和4年度における停止基準額です。今後停止基準額については変動する場合があります。

Q 支給停止額の計算方法は？

A 年金の支給停止額は以下の計算式により算出されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{年金} ※注1 + \text{賃金} ※注2) - 47\text{万円}\} \div 2$$

【注1】年金・・・すべての老齢厚生年金（経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）および加給年金額を除く）の年額 $\div 12$

【注2】賃金・・・当月の標準報酬月額+（当月以前の過去1年間に支給された標準賞与の総額 $\div 12$ ）

【年金の支給停止の計算例】

（例）公立学校共済組合の組合員として勤務している年金受給者の場合

- 年金額
└─①厚生年金額：年間144万円（月額12万円）
└─②経過的職域加算額：年間24万円（月額2万円）
- 標準報酬月額 32万円
- 過去1年間の賞与の額 60万円（月額5万円）

《①厚生年金額》

年金月額12万円+標準報酬月額32万円+賞与月額5万円 = **49万円** ←47万円を超えるので、
(49万円-47万円) \div 2 = **1万円 (停止額)**

したがって、**厚生年金支給額**は、12万円-1万円= **11万円 (月額)** となります。

《②経過的職域加算額》

公立学校共済組合の組合員であるため **全額停止** となります。

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



いきいき健康だより

「風しん」は今、成人(10代後半～50代前半男性、20代～30代女性)に多い病気です!

「風しん」、「先天性風しん症候群」を予防しましょう!

風しんの「抗体検査」「予防接種」のご案内

行政の制度をご活用ください

妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんにも感染し「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

風しんの予防には、ワクチンを接種し、風しんに対する免疫を獲得することが有効です。風しんに対する十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。

風しんとは

- *飛沫感染により、**症状が出る前から**ヒトからヒトへと感染が広がります。
- *高熱・発疹の長期化や関節痛など、**成人は重症化**の可能性があります。
- *強い感染力がある「風しん」に妊婦が感染すると、生まれてくる**赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起こる可能性**があります。

男性

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた方は、
2025年3月まで、風しんの抗体検査、予防接種を**無料**で受けられます。

職場で実施する健康診断の際に風しんの抗体検査を受けることができる場合もあります。

市町村から配布される**クーポン券**が必要です。(クーポン券はお住いの市町村へお問い合わせください)

女性

令和4年4月1日から**令和5年3月31日まで**
高知県内に住所を有する者は無料で検査を受けることができます
(ただし過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、風しんの予防接種を行う必要がないと認められた者は除く)

男性

(上記対象
年齢以外)

- *妊娠を希望する方
- *妊娠を希望する女性と同居している方
- *風しんの抗体価が低い妊婦と同居している方

実施医療機関等の詳細は**高知県庁ホームページ健康対策課**をご覧ください

妊娠中の方はご注意ください!

- *妊娠中の方は「風しん」の予防接種を受けることができません。
- *同居している家族の方に「風しん」の抗体検査を勧めてください。同居しているご家族の方に十分な免疫がない場合、なるべく早く予防接種を受けてもらいましょう。

互助会の 給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました

変更内容

押印不要



1. 給付請求書等への押印について

- 会員の押印が不要になりました。
会員氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。
- 所属所長の押印が不要になりました（注1）。
職名・氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。
- 記載事項を訂正された場合は、訂正印を押印してください。

注1：傷病見舞金請求書の請求期間確認欄については、今後も押印が必要です。

2. 給付請求書等の様式について

- 押印の見直しに伴い、各種様式を変更しました。変更後の様式は、当互助会のホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ※当分の間は変更前の様式もご利用いただけます（押印は不要です）。

一般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ [現職教職員の方](#) または [各種様式一覧](#)
(URL <http://www.kokyogo.jp/>)

3. 原本証明について

- 給付請求書等への添付書類（戸籍及び住民票等）について、写しへの原本証明が不要になりました。
- ※戸籍及び住民票等は、必ず全ページをコピーしてください。

変更時期



令和4年4月1日

(事由発生日が令和4年3月31日以前の場合でも、新しい様式をご利用ください。)

【問い合わせ先】高知県教職員互助会事務局 TEL：088-821-4917

ご請求はお済みですか？

— 高知県教職員互助会 —

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

入学祝金

給付内容

会員の子が小学校に入学したときに、10,000円を給付します。

請求期間

小学校に入学する年度の4月1日から3年間。
(小学3年生になった年度の3月31日まで)



必要書類

- ①入学祝金請求書
- ②入学児が公立学校共済組合員の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍（入学年度の4月1日以降に発行されたもの。）。

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

銀婚祝金

給付内容

会員が婚姻届出から満25年目を迎えたとき、20,000円を給付します。
※婚姻の届出をした日が起算日となります。

請求期間

25年目を迎えた日から3年間（28年目の前日まで）。



必要書類

- ①銀婚祝金請求書
- ②請求者本人の戸籍（25年目を迎えた日以降に発行されたもの。）。

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

- 上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から3年間です。
- いずれの給付も、会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後6ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）。
- ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高知県教職員互助会事務局 電話：088-821-4917

令和4年度

教職員互助会の給付事業について

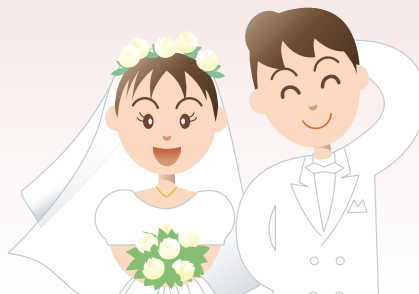
❀ 出産祝金 ❀

会員または会員の妻が出産したとき。



❀ 結婚祝金 ❀

会員が結婚したとき。
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



❀ 傷病見舞金 ❀

会員が公務外の傷病で休職し、
給料が減額又は無給となったとき。



❀ 銀婚祝金 ❀

会員が婚姻届出から満25年目を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては「福祉事務の手引」または高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL.<http://www.kokyogo.jp/>

給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【互助会についてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917

退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。

この機会に、退職互助部制度への加入について是非ご検討ください。

また、既に加わっていただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員とされることをおすすめします。

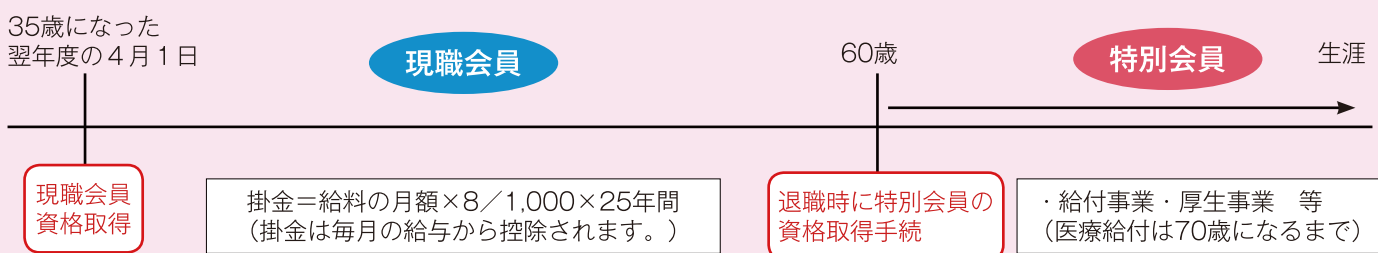
～今年度35歳の皆様へ～

- ・ **35歳になった翌年度の4月1日に退職互助部の現職会員に加入**することができます。
- ・ 該当の方には**3月頃に事務局からお知らせします**ので、この機会を逃さずにご加入ください。

～現職会員の皆様へ～

- ・ 退職された日の翌日に特別会員の資格を取得します。
- ・ 配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。
- ・ 退職予定者説明会等でご案内します。

《退職互助部制度のイメージ図》



- ※ 1. 掛金率8/1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。（単身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額をお返しします）
- ※ 2. 退職時に45歳以上であれば特別会員になります。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただきます。
- ※ 3. 退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額をお返しいたします。

《医療費の補助が受けられます》

- ・ 在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
- ・ 退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、**退職互助部に加入していれば、引き続き70歳になるまで医療費の自己負担額を軽減**することができます。
- ・ 退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、**公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。**

《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金（70歳になるまで医療費の負担が軽減されます）、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成